○国土交通省告示第八百六十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5276号	船外機（小型船舶用）	６ＥＫ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5277号	〃	６ＥＬ	〃	〃

○国土交通省告示第八百六十四号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年八月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｐ―471号	粉砕装置	ＳＰＳ―411	栄船舶電機株式会社	電動機の変更

○海上保安庁告示第九十七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年八月二十五日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「ＰＬ126　まつしま」を「ＰＬ126　おしか」に改める。

附　則

この告示は平成二十六年八月二十九日から施行する。

○防衛省告示第百五十七号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十六年八月二十五日　　防衛大臣　小野寺五典

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十六年防衛省告示第九十九号）	平成二十六年五月二十五日から同年八月三十一日まで	平成二十六年九月一日から同年十二月一日まで
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十六年防衛省告示第百二十四号）	平成二十六年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十六年九月二十六日から同年十二月二十五日まで

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年九月九日から同月十二日までの間、毎日〇七〇〇から二〇〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年九月九日から同月十二日までの間及び同月十四日（予備、同月十五日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年九月九日から同月十二日までの間及び同月十四日（予備、同月十五日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十五日　　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年九月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四四秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四四秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四四秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。